



①=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) ②=日時・日程 ③=会場 ④=当日直接会場へ ⑤=講師
 ⑥=費用(特記ない場合、無料) ⑦=ほかの情報 ⑧=申込方法(特記ない場合、発行日時点で申込可)
 ⑨=問合せ先 ⑩=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(⑩はスマートフォン不可)
 区HPQ 0000 = 区のホームページ検索バーへの番号入力力でページを表示



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>
 せたがやコール
 区HPQ 120061

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

2月21日時点の情報で作成しています。この記事の内容について、詳しくは区のホームページまたはワクチンコールでご確認ください。

**無料で接種を受けられる期間は3月31日までです。
接種を希望される方はお早めの接種をご検討ください。**

3月20日(祝)で終了

●接種券の(再)発行

3月21日(休)以降に接種券の発行を希望される方は、ワクチンコールへご連絡ください。

3月31日(日)で終了

●ワクチンコール 4月以降の問合せ先は、区のホームページや本紙等でお知らせします。

●予約サイト 4月以降、予約サイトへのアクセスはできません。

●接種証明書のコンビニ交付

●接種証明書アプリ

現在の接種証明書が必要な場合、3月31日(日)までにアプリ上で「この証明書を画像として保存」機能を使用することで保存ができます。

世田谷区新型コロナワクチンコール(ワクチンコール)

☎0120-136-652 3月31日で終了

午前8時30分～午後5時30分(土・日曜、祝・休日を含む毎日)

※聴覚等に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。

最新の情報は、区のホームページをご覧ください。(インターネットでの予約もこちらから)▶▶▶



玉川野毛町公園拡張予定地一部開園イベント ～整備後の広場にみんなで種まきをしよう

内容/区民主体で企画した子どもから大人まで楽しめる様々なプログラム、公園設計のパネル展示など

②3月30日(土)午前10時～午後4時 ※荒天の際は4月7日(日)に延期。

④玉川野毛町公園拡張予定地(野毛1丁目18～23番)▶

⑤午前10時30分から、草地を育てるため、種をつけた土のダンゴをつくって種まきをします(先着200人、なくなり次第終了)。



整備の様子▶

④公園緑地課 ☎6432-7910 FAX6432-7989 区HPQ 192984

ひとりで悩みを抱えずにご相談ください～3月は自殺対策強化月間です

不安や心配があり、気分が落ち込んだ状態が続く、そわそわと落ち着かない、よく眠れない等、いつもと違うサインはありませんか。お気軽にご相談ください。

●保健師による相談

受付時間/月～金曜(祝・休日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時

相談窓口/総合支所健康づくり課(世田谷☎5432-2896 FAX5432-3074、北沢☎6804-9667 FAX6804-9044、玉川☎3702-1982 FAX3705-9203、砧☎3483-3166 FAX3483-3167、烏山☎3308-8246 FAX3308-3036)

●夜間・休日等こころの電話相談

受付時間/月～木曜午後5時～9時30分(6時30分まではピア相談、7時からは専門相談)、土曜及び祝・休日にあたる月～木曜午後2時～7時30分(3時30分まではピア相談、4時からは専門相談)

※年末年始を除く。

相談先/☎03-6265-7532(相談専用)

④世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2947 FAX5432-3102

●こころの体温計で、チェックしてみませんか

ストレスや落ち込み度をチェックできるシステムです。



●せたがやペンギン物語

こころの体温計▶

～こころとからだのプチアニメ～(第1話～第6話を配信中)

誰にでも起こりうる不安や悩みとの向き合い方のヒントをペンギンたちがお届けします。区公式YouTubeチャンネルをご覧ください。



▲第5話



▲第6話

●オンラインゲートキーパー研修動画

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。あなたの身近な人のこころといのちを救うために、ゲートキーパーについて学んでみませんか。

動画はこちら▶



事業系の資源・ごみの出し方

①事業所から出る資源・ごみの処理は有料です

●事業系の資源・ごみの出し方

事業活動によって生じた廃棄物(資源・ごみ)は、事業者の責任で処理するのが原則です。産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別したうえで、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託してください。処理業者に関する情報等、詳しくは 区HPQ 5059 をご覧ください。

●資源・ごみの出し方の例外(日量10*未満の事業者)

家庭ごみの収集に支障のない範囲内(可燃ごみの場合、1回の収集量が45ℓの袋で3袋以内)で、例外的に事業系の資源・ごみを集積所に出すことができます。袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券(コンビニエンスストア等で販売)を貼り、事業所名を記入して出してください。住居と事業所が一緒の場合は、家庭から出る資源・ごみを混ぜずに分けたくうえでごみ処理券を貼って出してください。

段ボール等の資源にもごみ処理券が必要です。袋の容量に見合ったごみ処理券が貼られていないもの、家庭ごみとの分別がされていないものは、収集できません。集積所は利用する皆さんで管理しています。利用する場合は、必ず近隣の方にご確認のうえ、出してください。*事業系の粗大ごみは区では収集できません。廃棄物処理業者に処理を委託してください。

④清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3263 FAX6304-3341

事業所から出る古紙の出し方

事業系有料ごみ処理券を直接貼って、出してください。

新聞(4つ折り)・雑誌類

=高さ10*につき、10*券1枚

段ボール(たたんだ状態で概ね100*×80*以内)

=2枚につき、10*券1枚



事業所から出るガラスびん・缶・ペットボトルの出し方

種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼り、コンテナの横に出してください。資源用コンテナには入れないでください。



②より安くて便利な事業系資源の回収をご利用ください

区は、世田谷リサイクル協同組合と協力し、区内事業者を対象として、古紙等の資源の自主的なリサイクル活動を支援する事業系リサイクルシステムを推進しています。ぜひご利用ください。

【メリット1】シュレッダーOK 区の収集では可燃ごみとなるシュレッダー古紙も資源として回収でき、環境に優しくごみの減量化に貢献できます。

【メリット2】経済的 事業系有料ごみ処理券を貼って区の回収に出すより安価です。

【メリット3】便利 直接戸口まで回収に向うため、朝早く資源・ごみ集積所まで運ぶ手間がかかりません。

④参加申込書(区HPQ 205259)にあり)をファクシミリで清掃・リサイクル部事業課(☎6304-3263 FAX6304-3341)へ

